

令和7年度 第1回 薬事審議会 化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会	資料1-1
2026（令和8）年2月18日	

家庭用品中の有害物質試験法の一部改正について

家庭用品中の有害物質の試験法は、「家庭用品中の有害物質試験法について」（令和4年3月28日付け薬生薬審発 0328 第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知。以下「試験法通知」という。）で定めている。

今般、おしめ等の繊維製品、家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨及びくつクリームに含まれる有機水銀化合物、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物の各試験法の見直しについて検討し、当該試験法の妥当性評価が完了したことから、試験法の見直しのため、試験法通知の一部改正を行う。

1. 試験法の見直しのポイント（改正新旧案を資料1-2に掲載）

（安全な試薬の使用）

- 有機水銀化合物における現行の試験法においては、溶出溶媒として有害な試薬である四塩化炭素を使用することとなっているが、より安全な試薬であるシクロヘキサン及び酢酸エチルを用いる方法に改正する。

（ヘリウム不足への対応）

- トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物における現行の試験法においては、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスとしてヘリウムガスを使用することとなっているが、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、代替キャリアーガスとして窒素及び水素を使用可能とするための改正を行う。

2. 今後の予定

- 本調査会での議論も踏まえ、パブリックコメントを実施した後、試験法通知の一部改正を行う（令和9年4月1日施行予定）。